

議案第98号

訴えの提起について

以下のとおり、個人（建物所有者等）を被告として建物収去土地明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起します。

1 訴訟当事者

原告 港区

被告 個人（建物現所有者）

被告 個人（建物占有者）2名

被告 個人（相続人）2名

2 概要

建物の前所有者である個人（以下「建物前所有者」といいます。）は、港区海岸三丁目地区にある建物（以下「本件建物」といいます。）を買い受け、本件建物が特別区道上にあるにもかかわらず、その土地（以下「本件土地」といいます。）を区の許可を受けずに、不法に占有していました。

その後、建物前所有者が死亡し、建物現所有者及び相続人2名が、建物前所有者の遺産を相続し、本件建物については建物現所有者が単独所有していますが、現在も不法占有が続いています。また、建物現所有者及び相続人とは別の建物占有者2名が本件建物を占有することにより、本件土地を不法に占有しています。

また、建物前所有者が本件建物を所有してから現在に至るまで、本件建物については道路占用料相当額が支払われていないことから、建物現所有者及び相続人は支払いを免れている道路占用相当額と同額の利得を不当に得ています。

よって、区は、建物現所有者、建物占有者及び相続人を被告として、本件建物の収去等による本件土地の明渡し、不当利得の支払等を求める訴えを提起します。

3 主な経過

昭和13年 3月26日 当該道路を東京市が市道として供用開始

昭和40年 4月 1日 港区が特別区道第1,025号線として認定及び区域を決定し、供用開始

昭和62年 7月 2日 建物前所有者が本件建物を所有
⇒本件当事者による不法占有開始

令和 5年 9月21日 建物前所有者が死亡し、子の一人が建物を相続により単独所有。また、建物現所有者と相続人2人は建物前所有者の不当利得を相続

令和 6年11月11日 被告らに対し建物収去による土地の明渡し、及び不当利得の支払等を求める通知文を発送

4 今後のスケジュール

令和6年12月 東京地方裁判所へ訴状を提出予定